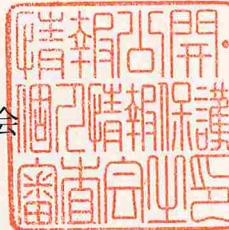


情個審第2573号  
令和2年9月8日

林弘法律事務所  
中山 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

### 記

#### 1 濟問事件

濟問番号：令和2年（行情）濟問第430号

事 件 名：令和元年の御即位恩赦につき、恩赦相当の件数等が記載されている文書等の不開示決定（不存在）に関する件

#### 2 意見書又は資料の提出期限等

##### ① 提出期限

令和2年9月29日（火）

##### ② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濟問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濟問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎

連絡先：03-5501-2879

ファックス：03-3502-7350

## 提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、 諒問庁に対し、 情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、 又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



諮詢序：法務省

## 理由説明書

## 1 本件経緯

- (1) 審査請求人は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。）第4条第1項の規定に基づき、令和2年6月19日付け（同月22日受領）行政文書開示請求書により、中央更生保護審査会（以下「処分庁」又は「中更審」という。）に対し、「令和元年の御即位恩赦につき、既に決定した恩赦相当の件数と恩赦不相当の件数が書いてある文書（最新版）」、「令和元年の御即位恩赦につき、中央更生保護審査会の内部手続が書いてある文書」、「令和2年6月9日の中央更生保護審査会の議事録及び配付資料（ただし、恩赦申請者ごとに作成された文書は除く。）」及び「新たに中央更生保護審査会の委員に任命された人に対し、職務内容を説明するために渡している文書（最新版）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、令和2年7月17日付け中更審第203号行政文書不開示決定通知書により、同請求に係る行政文書を保有していないことを理由として不開示とする決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (3) 本件は、原処分を取り消すとの裁決を求める旨の審査請求がなされたものである。

## 2 審査請求人の主張

審査請求人は、本件開示請求に係る各文書について、「令和元年の御即位恩赦に関する事務を遂行するに際して、本件不開示決定に係る文書は当然に作成していると思われる。」旨主張している。

なお、同主張に係る「令和元年の御即位恩赦」とは、令和元年10月22日の官報に掲載された特別恩赦基準に基づく個別恩赦（以下「令和元年特別基準恩赦」という。）であることは、原処分に際して審査請求人に確認をした。

## 3 原処分の妥当性について

## (1) 中更審の役割等

ア 中更審は、更生保護法（平成19年法律第88号）に基づき法務省に設置されている機関であり、委員長及び委員4人をもって組織され、恩赦の実施についての申出や、仮釈放に関する地方更生保護委員会の決定に関する審査、裁決等を所掌事務としている。

イ 恩赦には、その内容として、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の5種類があり、実施方法として、政令で一定の要件を定めて画一的に実施する政令恩赦と、中更審が、刑事施設若しくは保護観察所の長又は検察官から恩赦上申を受けた個別の者について、恩赦相当と判断した場合に実施する個別恩赦の2種類がある。

また、個別恩赦には、常時行う常時恩赦と、内閣が特別に設けた基準により行う特別基準恩赦の2種類があるが、いずれについても、中更審は、法令に基づき、恩赦上申を受けた事案ごとに、審査対象者の性格、行状、違法行為をするおそれ、社会の感情その他の事項について調査、検討を行った上、恩赦が相当か否かを議決し、恩赦相当と議決したときは法務大臣に対して恩赦の実施を申し出る。

## (2) 本件開示請求に係る行政文書の保有等の有無

中更審は、令和元年特別基準恩赦も含めた個別恩赦につき、法令に基づき、恩赦上申を受けた事案ごとに調査、検討、議決等の事務を行っており、本件開示請求に係る行政文書を中更審が作成、取得、保有することを義務付ける法令上の規定も必要性もないことから、中更審はそれらの行政文書を作成、取得、保有していない。

(3) 小括

中更審は本件開示請求に係る行政文書を保有していないため、そのことを理由として不開示を決定した原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項により、本件審査請求を棄却することが妥当である。